

東京工業大学経友会 会則

昭和 51 年(1976 年) 10 月 30 日 制定

平成 24 年(2012 年) 4 月 1 日 改正

以下で

東京工業大学工学部経営システム工学科を「経営システム工学科」

東京工業大学大学院社会理工学研究科経営工学専攻を「経営工学専攻」

と略記する。

I 総 則

1. 本会は、東京工業大学経友会と称する。
2. 本会は、会員相互の交流を深め、経営工学の教育・研究の支援を図り、以て社会の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。
 - (1) 講演会、研究会、懇親会、交流会などの開催。
 - (2) 会員同士の交流の促進、学部・大学院における関連する活動の支援。
 - (3) ホームページ、メール、郵便物その他による広報活動。
 - (4) 蔵前工業会と連携した、大学全体に貢献する諸活動。
 - (5) その他本会の目的を達成するのに必要な事業。
4. 本会は、事務局を経営工学専攻事務室内に置く。
5. 本会には、総会の承認を得て支部を置くことができる。
支部の会則は、それぞれ別個に定める。
6. 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

II 会 員

7. 本会の会員は次の通りとする。

正会員、学生会員、特別会員、名誉会員

- 7.1 正会員は経営システム工学科の卒業生及び経営工学専攻の
修了者もしくはそれらの前身的コースの卒業生を原則とする。
ただしそれ以外の者で、入会を希望し、幹事会の承認を受けた者も
正会員となることができる。
- 7.2 学生会員は経営システム工学科及び経営工学専攻に在籍する学生
とする。
- 7.3 特別会員は経営システム工学科及び経営工学専攻の現旧教員、
あるいは特に幹事会の承認を得た者とする。
- 7.4 名誉会員は学識名望あるもので、特別会員中より総会の承認を
得たものとする。
- 7.5 正会員の資格、もしくは正会員と特別会員の資格を二重に有する
ものは、初めて会員となったときの資格が優先するものとする。
8. 会員は、その資格を得たときに会員名簿に登録される。これによって
会員としての権利及び義務が生じる。

III 役 員

9. 本会に次の役員を置き、会務の執行機関である幹事会を構成する。

会 長 1名、 副会長 1名、 幹事長 1名

幹 事 若干名、 監 事 1名または2名

なお、経営工学専攻長及び事務局は必要に応じて幹事会に参加し
本会の運営を支援していただく。

10. 会長、副会長、幹事長及び監事は正会員中より互選し、総会で承認
する。

11. 幹事は会員の中より、必要に応じて会長が依嘱するものとする。
12. 役員任期は、2年とする。重任、再任は妨げない。
13. 会長が必要と認めたときは、本会の事務を処理するために職員を依嘱したり、蔵前工業会に委託することができる。

IV 集 会

14. 総会は年1回、原則として毎年6月に開催するものとする。
 - 14.1 総会では前年度の事業報告、決算、監査報告及び当該年度の事業計画、予算について審議し、承認する。
 - 14.2 総会の議事は出席者の多数決によって決定する。
 - 14.3 総会の議長は互選で定める。
15. 幹事会は、会長が会務の遂行に関して必要と認めたときに開催される。

V 会 計

16. 本会の経費は入会金、寄付金、その他を以てこれに当てる。
17. 入会金は8000円とし、正会員の入会時に徴収する。ただし、学生会員の入会金は2000円とし、卒業時（修了時）に6000円を納付すれば正会員となることができる。

VI 改 正

18. 本会会則の改正は、総会出席者の2/3以上の承認による議決を要する。

VII 付 則

19. 本会則は、昭和51年10月30日より制定施行する。
20. 本会則は、平成24年4月1日より改正施行する。ただし、17.の但し書きについては、平成26年4月1日より施行し、それまでの2年間は、平成24年3月31日までに学生会員として入会した会員に

かぎり、卒業時（修了時）に5000円を納付すれば正会員とする。